

公営住宅に係る単身者の入居資格の変遷

公営住宅法の規定	理由等
S26年法制定 同居親族要件を規定	【戦後～昭和中期】1人世帯は、1戸の住宅を持たずとも同居や間借で著しい不便が生じないため1戸の住宅を必要としない者とされ、家族世帯への供給を先決 【昭和後期～H23】 民間賃貸住宅市場では単身者向けの賃貸住宅は比較的供給量が多いが、家族向けの賃貸住宅が家賃水準も含め、供給が十分とはいえない状況である。
S55年・H17年法改正 高齢者・障害者・DV被害者は <u>単身入居可</u>	・高齢者・障害者の居住の安定を図る必要性が高い ・DV被害者については、民間賃貸住宅への入居が極めて困難であること等対応を強化するため。
H23年法改正 <u>同居親族要件を廃止</u> H24.4.1施行	単身世帯数が単身世帯向け住戸の供給量を大幅に上回っており、単身者でも住宅困窮度の高い場合が増加している。

公営住宅法の改正により、入居資格に同居親族要件を定めるか否かは、地方自治体の判断に委ねられた(条例に制定)。

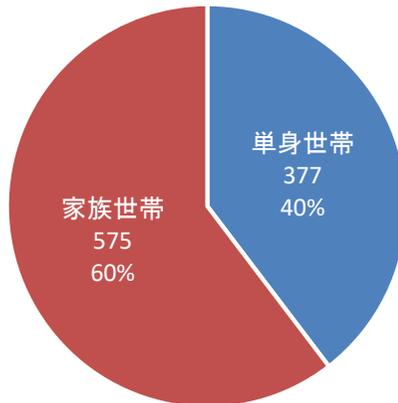


旭川市営住宅条例の改正 (平成24年4月1日施行)

条例の規定	理由等(市営住宅審議会答申)
H24.4.1改正 ・単身者の入居を制限	家族世帯の入居機会を狭めることがないように単身者の入居の制限を維持

入居申込者の推移

平成22年度定期募集申込数



(H22国勢調査)
世帯数 153,966
単身世帯 51,783 (33.6%)

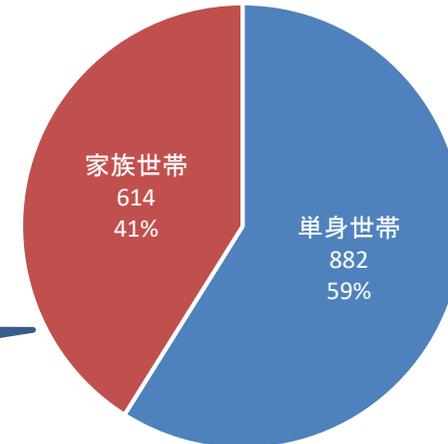
(H22 市営住宅)
管理戸数 4,853戸
単身入居可能な住戸数 1,316戸(約27%)

単身世帯
申込増

単身入居可
住戸数は横ばい

単身者のニーズに
応えられていない

令和3年・4年度定期募集申込数



(R2国勢調査)
世帯数 155,625
単身世帯 61,540 (39.5%)

(R2 市営住宅)
管理戸数 4,870戸
単身入居可能な住戸数 1,312戸(約27%)

応募倍率(直近5年平均)
単身 約10倍
家族 約2.5倍

単身入居可能な住戸

現在

- 1 住戸専用面積が55㎡（浴室がない場合は52㎡）以下の住戸
- 2 江丹別団地

試行実施（案）

全ての住戸（一部を除く）で単身者の入居を可能とする。

期待する効果

- 1 単身世帯の入居希望者が申込できる住宅の選択肢が増え、入居できる可能性が高まる。
- 2 単身世帯と家族世帯との入居できる確率の不平等さを解消できる。
- 3 市営住宅の入居率の向上が図られる。

試行実施による検証事項

- ・住戸の広さと世帯人数のミスマッチの状況（単身世帯に家賃の高い3LDKの住戸に入居するニーズがあるか）
- ・応募倍率の変化
- ・入居する世帯構成の変化
- ・団地コミュニティーに与える影響

今後の取扱（案）

単身世帯と家族世帯に入居機会の大きな格差があることは課題であり、単身者が入居できる住戸の拡大による課題の検証も含め令和5年度第4回定期募集（2月募集）から令和6年度第3回定期募集（11月募集）の1年間を試行期間として実施する。試行期間を経て、効果と課題の検証を行い、試行期間終了後の取扱を決定する。

実施までのスケジュール(予定)

【令和5年度】

- 11月 市営住宅審議会で意見聴取
- 12月 旭川市営住宅入居事務取扱要綱の改正
- 1月 令和5年度第4回定期募集の告知
- 2月下旬 令和5年度第4回定期募集申込
- 3月 募集状況の検証

【令和6年度】

- 5月 令和6年度第1回定期募集・募集状況の検証
- 8月 令和6年度第2回定期募集・募集状況の検証
自治会へのアンケートの実施
- 11月 令和6年度第3回定期募集・募集状況の検証
- 12月 市営住宅審議会で報告と意見聴取
今後の取扱方針の決定